

平成30年度年「冬期友の会」入会申込書

入会区分	新規(入会金5,400円)	前年度からの継続(入会金4,320円)
------	---------------	---------------------

※該当する項目に○を付けてください。

「冬期友の会」に入会いたしたく、会則・募集要項確認の上、下記の通り申し込みます。

平成 年 月 日

フリガナ		性別	男 ・ 女	
氏名				
生年月日	大正 昭和 平成	年	月	日 (才)
住所	〒 -			
TEL(必須)	(自宅)	(携帯)		

【冬期友の会】会則

- 第1条 本会は『冬期友の会』と称し、事務局をレイクウッドゴルフクラブ サンパーク明野コース内におく。
- 第2条 本会は、レイクウッドゴルフクラブ サンパーク明野コース内の施設を利用して会員相互の親睦を図り、マナーとエチケットの向上に努め、ゴルフの普及・発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会に入会を希望するものは、次の手続きをとらねばならない。
(1) 入会申込書に必要事項を記入の上、入会金を添えて事務局に提出する。
なお、入会金はいかなる理由があっても返金できないものとする。
- 第4条 会員の有効期間は平成29年12月1日より平成30年4月20日までとする。
- 第5条 会員は直接プレーの予約をすることができる。また、プレーの際にはフロントで会員証を提示しなければならない。提示がない場合は、会員の特典を受けられない場合がある。
- 第6条 会員が次の事項に該当する場合、事務局は会員の資格を一時停止、あるいは除名することができる。
(1) この会則に違反したとき
(2) 当会の名誉を毀損または秩序を乱したとき
(3) 入会后、暴力団員またはその関係者であることが判明したとき
(4) 会員証を本人以外が使用したとき
(5) 利用約款に違反したとき
(6) その他、事務局において処分が適当と判断する行為があったとき
- 第7条 会員は次の場合、その資格を失う。
(1) 資格の有効期間が満了したとき
(2) 退会、除名、死亡したとき
- 第8条 会員資格の譲渡ならびに名義変更をすることはできない。
- 第9条 本会則に定めなき事項については、事務局において別に定める。

事務局 使用欄

会員NO	30T -	入会登録	平成 年 月 日	担当印
領収金額	円	入会金領収	平成 年 月 日	担当印